

服装及び頭髪に関する規定の改定について
(平成26年度入学生以降の服装規定)

新規定

- 1 服装及び頭髪等は常に本校生徒としての本分をわきまえ、質素・端正・清潔に留意すること。
- 2 本校制服（男子：ブレザー・スラックス・ネクタイ、女子：ブレザー・スカートもしくはスラックス・リボン）は、学校指定業者のものを着用すること。なお、制服の変形や改造は認めない。女子のスカート丈の基準は、膝頭にかかる程度とする。
- 3 夏季、冬季それぞれ定められた制服を着用する。
 - (1) 夏季とは6月1日から9月30日までを原則とし、それぞれ前後2週間程度を移行期間とする。
 - (2) 冬季の服装は
男子の場合…ブレザー、白のワイシャツ、ネクタイ、スラックス
女子の場合…ブレザー、白のワイシャツ（ブラウス可）、リボン、スカートもしくはスラックス
夏季の服装は
男子の場合…白のワイシャツ（開襟シャツ可）、スラックス
女子の場合…白のワイシャツ（ブラウス・開襟シャツ可）、スカートもしくはスラックス
 - (3) 冬季コート類は高校生として適当と認められ、華美でないものとする。
 - (4) 通年でシャツの上に指定のニットベストの着用を認める。指定以外のベストの着用は認めない。
- 4 冬服着用期間（移行期間も含む）において、シャツの上への防寒用ニット類の着用は以下のおりとする。なお、パーカー類の着用は一切禁止する。
 - (1) 平成24・25年度入学生においては、指定のベスト及び市販のセーター・カーディガンの着用を認める。色は白、黒、茶、紺、グレーを基本とし、華美でないものとする。着用時にネクタイ・リボンが見える型でブレザーの下に出さない。
 - (2) 平成26年度以降の入学生においては、指定のベスト及びセーターのみ着用を認める。
 - (3) セーター・カーディガンは防寒着であり、ブレザーを着ずにセーター・カーディガンを単独で着用することは認めない。
- 5 頭髪は清潔、端正を心がけ高校生としてふさわしい頭髪とする。なお、パーマ、着色、脱色、付け毛（エクステンション）は禁止とする。
- 6 ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪、マニキュア、化粧、カラーコンタクトレンズ等は禁止とする。
- 7 その他の服装頭髪等に関する事柄は、適宜指導する。

施行 平成26年4月1日から施行する。